

改正

令和4年2月17日要綱第5号

播磨町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）の資産を広告媒体として活用し、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 町の資産のうち広告掲載が可能と町長が認めるものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主等 広告掲載を申し込む広告主又は広告代理店のことをいう。

(広告主の基準)

第3条 次の各号に掲げる者の広告は、広告枠に掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 町の債権を滞納している者
- (3) 播磨町指名停止基準（平成6年9月1日告示第28号）に基づく指名停止を受けている者
- (4) 清算手続き中の者、破産手続き中の者、再生手続き中の者、更生手続き中の者、承認援助手続き中の者又は特別清算に関する手続き中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、広告を掲載することが適当でない者と町長が判断する者

(広告の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張

- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 人権侵害、差別、その他公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 掲載する広告の種類及び順序は次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有するもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

(広告媒体の種類、規格等)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類、広告の規格及び広告掲載位置等は、町長が別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、町長が別に定める。

(広告主等の申し込み)

第8条 前条の規定により広告を掲載しようとする広告主等は、当該広告媒体等ごとに定める広告掲載申込書を町長に提出しなければならない。

2 広告原稿の作成費用等は、広告主等の負担とする。

(広告掲載の決定等)

第9条 町長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあった広告主等に対して広告掲載の可否について決定し、通知するものとする。

(広告掲載料金の設定)

第10条 広告掲載料金は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて町長が別に定める。

(広告内容等の修正)

第11条 町長は、広告の内容、デザイン等が各種法令、本要綱又は播磨町広告掲載基準に違反しているとき、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主等への催告その他何らかの手續きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料金の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。
- (4) 広告内容等が、各種法令、本要綱又は播磨町広告掲載基準に違反している、あるいはそ

のおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他広告掲載が適切でないとき町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。この場合において、納入済の広告掲載料金は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主等は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主等は書面により町長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済の広告掲載料金は返還しない。

(広告掲載料金の還付)

第14条 広告主等の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納入済の広告掲載料金の全部又は一部を当該広告主等に返還することができる。

2 広告掲載料月に月額を定める場合の前項の規定により返還する広告掲載料金は、掲載を取り消した月以降の期間に係る広告掲載料金とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料金には利子を付さない。

(広告主等の責務)

第15条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(審査機関)

第16条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、播磨町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員は部長を、委員長は企画総務部長をもって充てる。

3 委員長は前項に規定する委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第17条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課（室及び局を含む。）の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（物品による受入れ）

第18条 町長は、広告掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れは、公募により行うことができる。

3 第1項の規定による物品の受入れについては、町長がその可否を決定するものとし、その決定に当たっては、本要綱の規定を準用する。

（庶務）

第19条 審査会の庶務は、企画課において処理する。

（その他）

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月17日要綱第5号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。